

●●市 横断歩道等の交通安全条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、交通の安全について、特に「断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）」並びに「横断歩道のない交差点」において、道路交通法で規定されている「歩行者等の優先」が遵守されていない状況に鑑み、市、市民並びに車両の使用者及び運転者（以下「車両の使用者等」という。）が一体となって、法令が定める「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における歩行者等の優先の原則に則り、それぞれの責務を明らかにするとともに、市が実施する「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する施策の基本を定めることにより、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通安全対策の計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護し、及び快適な市民生活の実現に資することを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、この条例の目的を達成するため、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における道路交通環境の整備、及び交通安全思想の普及徹底等、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県並びに警察その他の関係機関並びに交通安全運動を推進する団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、日常生活を通じて自主的かつ積極的に「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通安全意識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する施策に協力する等、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に寄与するように努めなければならない。

（車両の使用者等の責務）

第 4 条 車両の使用者は、法令の定めるところにより、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」において、その使用する車両の安全な運転を確保するため、道路交通法第三十八条、並びに同法第三十八条の二の内容を確認し、当該法令の定めを遵守するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、車両の使用者等は、市及び関係機関等が実施する「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する施策に協力する等、交通の安全に寄与するように努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」の交通の安全を確保するため、市が管理する「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」のある道路の改良、交通安全施設の整備等良好な道路交通環境を確保するように努めるものとする。

2 市長は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」について良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進等)

第6条 市長は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通安全思想の普及徹底を図るため、幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた体系的な「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通安全教育を推進するとともに、家庭、学校、職場、地域等で行われる教育との有機的な連携を図るものとする。

(広報啓発の実施及び情報の提供)

第7条 市長は、市民に対し、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する広報啓発活動を行うほか、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通事故発生状況、多発事故の概要等必要な情報を提供するものとする。

(高齢者、幼児、体の不自由な方等の交通事故防止)

第8条 市長は、高齢者、幼児、体の不自由な方等の、いわゆる交通弱者の交通事故防止のために、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」に、必要な交通安全施策を実施するものとする。

2 市民及び車両の使用者等は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」において、特に高齢者、幼児、体の不自由な方等の、いわゆる交通弱者が安全に通行できるように配慮しなければならない。

(「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」での交通死亡事故等発生時の措置)

第9条 市長は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」において、法令により優

先が規定されている歩行者等の交通死亡事故が発生した場合は、必要に応じて関係機関等と協議して総合的な交通事故防止対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全推進団体との連携)

第 10 条 市長は、「横断歩道等」並びに「横断歩道のない交差点」における交通の安全に関する施策を効果的に実施するため、交通安全運動を推進することを目的として市民によって設立された団体及びそれらの団体をその構成団体として組織化された団体であると認める団体との連携を図るとともに、それらの団体の育成及び強化のために必要な協力を行うように努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●●月●日から施行する。

附 則 (令和●年●●月●日条例第●●号)

この条例は、令和●年●●月●日から施行する。